

第 28 回定例理事会決議・第 12 回臨時評議員会承認

# 平成 31 年度事業計画書

(平成 31 年 4 月 1 日より平成 32 年 3 月 31 日)

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

## I. 基本方針

現代社会においては、農業を含め科学技術によって利便性の向上がもたらされるなど、私たちはその利益を享受している。一方、その営みは生産物の大量廃棄や生産エネルギーの過剰消費など経済成長を優先するあまり、大気・水・土壌などを汚染し、薬剤耐性による新たな害虫の薬剤抵抗性の発達や病原菌の増殖をもたらすなど自然の恵みの源である生態系に対して大きな負荷を与える様々な歪みを生じさせている。その結果、新たな病虫害の発生などを引き起こし、健康・食の安全性が脅かされると共に、農業の持続的発展が危ぶまれる様々な問題が生じている。

本財団は、これらの問題に鑑み、地域の実情に応じて自然の生態系を活用した持続可能な生産技術体系である自然農法の研究開発と普及を図り、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資することによって、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

今年度は、昨年度の各取り組みを集約的に発展させるべく、研究開発事業では、より農家に役立つ研究課題の整理と目標達成、普及事業では、国内外におけるより充実した普及情報の収集と発信、有機農業支援事業では、国が進める有機農業支援事業を関係諸団体との連携を更に強化させながら発展させ、より一層の社会貢献を果たすものとする。

## II. 事業内容

### 1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

#### 1) 自然農法の研究開発事業

- (1) 水稻栽培における雑草制御に効果的な育土・栽培技術に関する研究
- (2) 畑作における育土・栽培技術に関する研究

#### 2) 自然農法種子の品種育成事業

- (1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究
- (2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究

#### 3) 研修事業

- (1) 自然農法後継者等の育成
- (2) 見学者の受け入れと講師派遣
- (3) 自然農法の情報発信と人材交流

### 2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

#### 1) 自然農法の実用化推進事業

- (1) 知多草木農場における自然農法栽培の実証
- (2) 農業試験場および農家圃場における自然農法栽培の実証

#### 2) 自然農法の啓発普及事業

- (1) シンポジウム等の開催を通じた自然農法の広報
- (2) 自然農法の情報発信等による啓発事業
- (3) 講師派遣や自然農法普及員等による啓発普及

- 3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業
  - (1) 自然農法の試験・実証の展開と支援
  - (2) 交流会・研修会等の開催

### 3. 有機農業の分野における認証制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業3)

- 1) 有機 JAS 認証事業
  - (1) 有機 JAS の登録認証機関としての検査・認証業務
  - (2) 有機 JAS 講習会の開催と有機 JAS 認証事業者の育成
  - (3) 認証業務の改善、充実
  - (4) 検査・判定体制の充実
  - (5) 認証事業に係わる関係機関への参画
- 2) 有機農業の分野における交流、支援事業
  - (1) NPO 法人有機農業参入促進協議会への事務局支援
  - (2) NPO 法人全国有機農業推進協議会への参画
  - (3) IFOAM (国際有機農業運動連盟) への参加
  - (4) その他有機農業推進関係団体との交流

### 4. 法人管理

- 1) 法人運営
  - (1) 評議員会および理事会の開催
  - (2) 監事による会計および業務監査
  - (3) 行政庁への報告等
  - (4) 予算および事業計画の作成
  - (5) 決算および事業報告の作成
  - (6) 常務役会の開催
  - (7) ウェブサイトによる情報公開
- 2) 財産管理
  - (1) 会計管理
  - (2) 賛助会員の募集
  - (3) 寄附金の募集
  - (4) 施設・設備等の充実
- 3) 人事管理
  - (1) 業務執行体制の充実
  - (2) 非常勤役員・評議員の特別な任務の委嘱

### 5. その他目的達成のために必要な事業

### III. 事業内容の詳細

#### 1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

##### 基本方針

育土(土づくり)および耕地生態系の育成を基本とし、自然の機能を最大限に活かした物質循環を軸に、農業経営を改善する栽培体系を確立する。また、自然農法に適した品種の育成、植物体の成分・品質や生理の面から健康な作物生産の実態を明らかにし、土壌環境の管理指標を策定し栽培の安定化に貢献する。さらに自然農法栽培の体系化のためのプロジェクト研究を進め、外部との共同研究や受託研究を行う。

本センターが普及する育土および自然農法種子育成の実用化研究を推進し、これらの研究成果を現地実証や普及事業との連携、各種媒体を通じて広範に発信すると共に、自然農法を担う後継者の育成を行う。

##### 1) 自然農法の研究開発事業

人の健康を支える作物の特性とその生産方式を明らかにすることを目標として、安定的な耕地生態系を支える土壌特性を解明し、耕地生態系の安定に資する育土・栽培技術を策定し、植物・土壌の診断技術を確立する。併せて、総合的に体系化されたモデル実証を軸に自然農法の実用に資する研究を進める。

###### (1) 水稲栽培における雑草制御に効果的な育土・栽培技術に関する研究

自然農法への転換期において課題となる雑草を制御する育土・栽培技術の実用化を柱とした水稲栽培技術の体系化を進める。

###### ①有機水稲栽培への転換および新規参入者の早期安定生産の実現

2017年に耕作放棄地を活用して営農を開始した農業法人の経営圃場(長野県伊那市)を対象に、土壌診断等を活用した土壌管理と水稲の生育に係るデータの収集・解析を通じて、現行(2018年)=120kg/10a → 目標(2020年)=300kg/10a(2.5倍)とした自然栽培米生産を実証する。「2019年度スマート農業技術の開発・実証プロジェクト及びスマート農業加速化実証プロジェクト」課題ID:19189557「中山間地域における輸出用高付加価値米のスマート栽培体系の実証」(2019~2020年)の一部として実施する。

###### ②有機転換期間の水田雑草対策とその経営的評価を行う

自然農法への移行技術を確立するため、慣行栽培から有機栽培に転換移行する際の不安定要因を解明し、その対応策を実証する。

###### ③自然農法水稲栽培展示圃場における雑草対策の有効性と栽培の課題

研究成果を体系化した総合的な耕種管理によって、水稲初期生育を促進し、雑草を抑制することを目標とし、実証展示を行う。

###### (2) 畑作における育土・栽培技術に関する研究

###### ①育土診断指標の作成および実用化

これまで継続してきた過去の自然農法圃場の土壌化学性、物理性のデータを解析し、2021年までに育土指標として公開する。

###### ②自然農法栽培における微生物相の特徴の解明

自然農法が内生菌の働きにどのように作用するか栽培試験を行い、その他の微生物と圃場生態系に与える影響とそのメカニズムについて解明し、省施肥でも健康に作物が生育する条件を明らかにする。

③これまで実施してきたイネ科作物を入れた輪作や二毛作を柱とした栽培体系による圃場生態系管理を通じた野菜作の病虫害制御技術の展示を行うとともに、これまでの結果をとりまとめて、成果として公表する。

・育土効果の高い作付け方法の構築 1-イネ科作物の前後作によるアブラナ科結球野菜栽培の展示実証

・育土効果の高い作付け方法の構築 2-緑肥マルチによるカボチャ-秋野菜栽培体系の展示

④熱帯地域における自然農法的栽培管理が土壌理化学性に与える影響の解明

海外の自然農法普及拠点となっているタイ国サラブリセンターが今年開設 30 年を迎えるにあたり、長期におよぶ有機物投入と自然農法による栽培管理によって熱帯土壌がどのように変化したかを土壌採取して分析・解明し、熱帯地方の気候条件に適したより効果的な栽培技術を確立する。

## 2) 自然農法種子の品種育成事業

自然農法や有機農業に適した品種の育成と育成種子の頒布や技術情報の発信を通じて、自然農法や有機農業の普及拡大に貢献する。そのため、育成品種を絞り込み集約的に育種を行う。頒布種子の生産および調製、頒布に関わる業務の標準化を目指し、事業の効率化と安定化を図る。また頒布方法についても EC サイトの充実、苗による頒布を実施し、自然農法種子の普及拡大に努める。

(1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究

自然農法に適する採種生産可能な品種の育成および生態系機能を有効に利活用する、低投入栽培向け育種素材の収集を図る。

①露地栽培向きミニトマトの系統（固定種）の育成（2023 年度完了予定）

②固定種「甘とうがらし」で黒あざ果の発生が少ない系統の育成（2022 年度完了予定）

③夏まき秋冬どり栽培に適するキャベツ品種の育成（2023 年度完了予定）

④少肥条件でも栽培可能な秋播き普通栽培用タマネギ品種の育成（2020 年度完了予定）

(2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究

①自然農法種子の生産と採種農家の育成

自然農法育成品種の安定的な種子生産体系について、採種生産方法の経営的評価を行い、生産体系を見直す。

採種農家の拡大と育成に力を入れ、十分な生産量を確保する。

品種検定を行う要員の育成プログラムの構築に着手する。特に、キュウリ、トマト、カボチャ、ナスについては、種子生産行程管理表を策定する。

②自然農法種子の普及

自然農法種子の普及のため、ウェブサイト充実させ、種子カタログ等を有機農業関係機関に配布し、自然農法種子の認知を広める。自然農法種子頒布協力事業者による頒布を拡大し、自然農法の普及に努める。ウェブサイトでの種子頒布決済システム

(EC サイト) を活用し、ユーザーの増加を図る。家庭菜園実施者への自然農法種子普及のため、苗による普及を行う。

頒布、生産に関するマニュアルを作成し、運用しながら、改善を行う。

スキルアップカリキュラムの作成に着手し、自然農法種子に関する情報を整理し、自家採種技術の情報発信を行い、2022 年までに 5 千人以上のユーザーに自然農法種子の普及を図る。

### 3) 研修事業

自然農法を実施又は志向する国内外の人材を、本科研修生、短期研修生、海外研修生および見学者等として受け入れ、自然農法に関する基本的な知識や栽培技術の講習および実技実習等の研修を行う。

#### (1) 自然農法後継者等の育成

国内外において自然農法研修を希望する就農予定者や農業に関係する職を目指す者に対し、基本的な栽培技術や考え方を学ぶ機会を提供し、実技研修を行う。

研修修了後に自然農法実施者として就農できるように他部署の協力も得てサポートする。また、国内外の自然農法・有機農業を推進する機関等の要望に応じ、受託研修を実施する。

海外研修生の受け入れを通して、海外への自然農法普及に資する。

#### (2) 見学者の受け入れと講師派遣

見学希望者の受け入れに関する事務並びに受け入れを行う。また、講師派遣依頼があった場合の対応を行う。

#### (3) 自然農法の情報発信と人材交流

地域住民との交流を図り、自然農法を公開し、情報発信と啓発に努め、自然農法の理解者を増やす。地域で講習会などを開催することや自然農法交流会の開催など普及部と連携し、情報を発信していく。

## 2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業 2）

### 基本方針

知多草木農場を中心に全国で実証展示圃場を展開し、地域性や土壌条件に応じた有機農業・自然農法の技術体系についての理解を深め、当センターの研究成果情報や既存の有機農業技術情報などを整理して発信し、有機農業・自然農法の安定的な経営を維持できる実用的技術の普及・広報につとめる。

また、タイ国の自然農法実証圃場を中心とした東南アジア（熱帯域）での自然農法の展開と普及に貢献するとともに、中国の有機農業を牽引する研究機関や公司集団と連携するなど海外に向けて広く情報発信を行う。

### 1) 自然農法の実用化推進事業

知多草木農場を中心に風土に適した自然農法における栽培体系の生産実証展示を行う。特に生産実証体系を構築するための栽培技術などの改善に取り組み、当センター育成品種や地域・作型に合う品種を活用した展示・普及を行う。

(1) 知多草木農場における自然農法栽培の実証

①自然農法水稲作の実証

透排水性が不良で、登熟期の根の活性低下を要因とする登熟不良水田を対象に、耕起・代かき・除草の体系や作期（早期、早植え、普通期および遅植え）、品種を組み合わせた自然農法水稲作の生産実証展示を行う。

②自然農法野菜作の実証

粘質な黄色土壌での野菜生産の安定化を目指して、有機物施用方法や耕耘方法、緑肥作物の活用等を組み合わせた長期育土比較を中心に、自然農法野菜作の生産実証展示を行う。

(2) 農業試験場および農家圃場における自然農法栽培の実証

研究部とともに硫化水素検知装置等を活用した育土の見える化を推進し、風土に適した自然農法技術の普及をすすめる。

**2) 自然農法の啓発普及事業**

有機農業や自然農法の生産技術のみならず、各地域の自然生態系を利用した自然農法が持つ理念や環境保全などの社会的役割について、農家をはじめ家庭菜園者、消費者に広く知らしめ、実践や交流を支援するために地域の協力者とともに有機農業・自然農法の啓発普及を行う。

(1) シンポジウム等の開催を通じた自然農法の広報

農業試験場において交流会を4回程度開催する。また、有機農業・自然農法を推進する機関・団体等と連携して自然農法を広報し、理解の促進をはかる。

(2) 自然農法の情報発信等による啓発事業

ウェブサイトや機関誌「自然農法」、資料集等の印刷物を通して情報発信を通じた自然農法の普及を行う。

(3) 講師派遣や自然農法普及員等による啓発普及

外部からの講師派遣要請に応じて自然農法の啓発普及を行う。あわせて自然農法普及員等、自然農法の普及に貢献する支援者や協力者の充実に努める。

**3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業**

政府組織やNGO、研究機関等との普及連携と関係構築を進め、有機農業・自然農法推進の情報の共有と発信をはかる。

(1) 自然農法の試験・実証の展開と支援

下記協力機関とともに有機農業・自然農法の試験、現地実証の展開および支援を行うため、客員研究員、研修生等、来訪者との連絡を密にし、現地訪問や招聘により交流をすすめる。

協力機関	タイ サラブリ農場、株式会社 EM 研究機構
	中国 山東省農業科学院植物保護研究所、同落花生研究所、吉林省農業科学院、北京市農林科学院質量分析所、河海大学、山東博華高効生態農業科技有限公司等
	ミャンマー MADA

## (2) 交流会・研修会等の開催

海外行事の開催を通して、海外の普及協力者との交流を促進する。

自然農法国際フォーラム（2019年：中国）、APNAN 運営会議 2019（2019年6月：日本）、自然農法国際研修会（2020年3月：タイ国）、タイ国自然農法研修会（2020年3月）を開催し自然農法の理解を深める。

## 3. 有機農業の分野における認証制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業3)

### 基本方針

国の「有機農業の推進に関する法律」に基づく基本方針は、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備を行うこととしている。自然農法の取り組みは歴史的には有機農業よりも古く、有機農業とは多くの共通性があり今日まで連携を図りながら共に進歩発展してきた。本事業では、有機農業の分野において、有機 JAS 認証を希望する有機農業者の検査認証を通じての流通支援や民間の有機農業推進団体との交流や支援を行うことにより、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資するとともに、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

### 1) 有機 JAS 認証事業

#### (1) 有機 JAS の登録認証機関としての検査・認証業務

- ①年次調査 260 事業者
- ②新規認証 15 事業者
- ③臨時調査 適宜

#### (2) 有機 JAS 講習会の開催と有機 JAS 認証事業者の育成

##### ①定期・地方講習会

有機農産物 熱海（5月、9月、1月）、東京（11月）、京都（12月）

有機加工食品 熱海（6月、11月、2月）、東京（7月）、京都（9月）

※上記以外にニーズを考慮して地方で適宜開催する（4～5箇所程度）。

- ②派遣型講習会 認証事業者および申請を予定する事業者からの要請に伴い適宜開催
- ③認証事業者向けのフォローアップ研修会（2、3月）、約20か所
- ④講習会カリキュラムの見直し

#### (3) 認証業務の改善、充実

- ①公平性委員会（有機 JAS 登録認証機関協議会共同開催、5月）
- ②登録認証機関連絡会議への参加（5月）
- ③内部監査の実施（6月）
- ④認証業務研修の開催（7月、東京、京都）
- ⑤認証業務改善会議の実施（1月）

（4）検査・判定体制の充実

検査員の育成・増員 2～3名

（5）認証事業に係わる関係機関への参画

- ①有機 JAS 登録認証機関協議会への参画
- ②有機 JAS 資材評価協議会への参画（理事、検査員、事務局）
- ③農林水産省他、認証事業に係わる関係機関への参画（委託事業等）

## 2)有機農業の分野における交流、支援事業

有機農業の分野における推進関係団体との交流や支援を行う。

（1）NPO 法人有機農業参入促進協議会への事務局支援

3月12日に臨時総会（東京都文京区）を開催し、事務局を株式会社マルタに移転することを決議する予定。決議後直ちに、所轄官庁（長野県より東京都へ）の移転手続きに入り、2～3か月後に、認可される見込み。当センターにある現事務局は、6月末までに撤収する予定。

（2）NPO 法人全国有機農業推進協議会への参画

（3）IFOAM（国際有機農業運動連盟）への参加

（4）その他有機農業推進関係団体との交流

## 4. 法人管理

公益財団法人として法令遵守に努め、公正で適正な法人運営と財産管理を行い、職員等の健康増進と資質向上をはかり、この法人の公益目的事業を円滑に進めるために、以下の項目を実施する。

### 1) 法人運営

評議員会・理事会・常務役会の開催、予算書・決算書・事業計画書・事業報告書の作成と行政庁への報告を的確に行い、所管の法令に則った円滑な法人運営に努める。

（1）評議員会および理事会の開催

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）および定款に則り、評議員会を年2回以上、理事会を年4回以上開催し、法人法および定款、または各規程類で規定している事項を諮り、または報告するなどして、適正な法人運営に努める。

(2) 監事による会計および業務監査

法人法および定款、または監事監査規程に則り、監事の要請に基づき、会計および業務監査会議を適宜実施し、対応する。

(3) 行政庁への報告等

定款で規定している行政庁への報告等の事項について、規定の期日までに定められた方法により、提出または届出、申請等を行う。

(4) 予算および事業計画の作成

次年度予算書類および事業計画書を作成し、理事会決議および評議員会による承認を経て、期日までに行政庁へ報告する。また、作成した予算および事業計画に基づいた公益目的事業の遂行がなされているかを管理監督する。

(5) 決算および事業報告の作成

前年度決算書および事業報告等を作成し、理事会決議および評議員会による承認（事業報告は報告）を経て、期日までに行政庁へ報告する。

(6) 常務役会の開催

各事業の円滑な遂行をはかるため、年 10 回程度開催する。その内 2 回程度は、課長以上の職員も参加しての常務役会拡大会合を開催し、部署間連携の推進をはかり、情報の共有化を進め、各事業の充実と更なる発展に努める。

(7) ウェブサイトによる情報公開

利用者の見やすさ、使いやすさに重点をおいたページ作りに心がけ、有益で明瞭な情報の発信に努める。

2) 財産管理

的確に会計処理を実施し、適正な財産管理と運用に努める。また財政基盤の充実のため、賛助会員の増加に努め、寄附金の募集等を行う。

(1) 会計管理

公益法人会計基準に則った会計処理を行い、予算に基づいた預金および現金による取り引きを的確に実施する。また、預金および現金を規定の方法により厳重に管理するとともに、その記録となる会計帳簿類についても所定の期間定められた方法により適切に保管する。

(2) 賛助会員の募集

賛助会員募集チラシの総合版と一般消費者向け版の 2 種類を使い分け、各種イベントやウェブサイトでの広報を行い、新規の賛助会員増加に努める。

会員の会費使途が明確に伝わる内容にまとめた「賛助会員だより」を年 1 回程度発行して、会員に対して感謝の意を伝えるとともに活動報告を行い、会員の入会継続意欲の向上への一助とする。

また、賛助会費の入金方法（ウェブ決済や自動引落）の検討を行う。

### （3）寄附金の募集

寄附金の募集チラシを利用し、行事等での広報に努め、広く募集を行う。また、特定寄附金の設置についても検討を行うとともに入金方法（ウェブ決済等）の検討を行う。

### （4）施設・設備等の充実

公益目的事業および法人管理業務の円滑な遂行のため、必要な施設および設備、または什器備品類の充実をはかる。

## 3) 人事管理

職員等が健康で意欲的に業務に邁進できるための環境整備を行うとともに、その資質向上に向けた研修の機会を適宜設ける。

### （1）業務執行体制の充実

#### ① 労務管理

職員等の衛生管理に努め、職員等が健康的で意欲的に業務に従事できるための業務遂行体制の整備および充実をはかる。

#### ② 職員採用

円滑で継続的な事業遂行のため、職員等の補充を適宜行う。必要に応じて職員募集を行い、採用試験を実施し、適正な部署に配置する。

### （2）非常勤役員・評議員の特別な任務の委嘱

研修生を含む職員等への講義や各種行事における講演等、必要に応じて、非常勤役員および評議員に対し、当該非常勤役員・評議員の有する専門的知見を活かした特別な任務を委嘱する。

## 5. その他目的達成のために必要な事業

特記事項無し

以 上